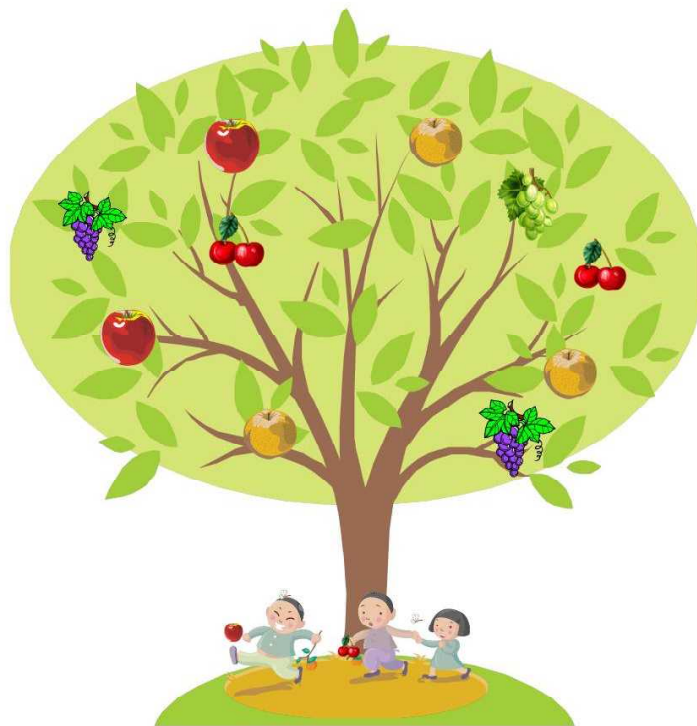


旭川市まちづくり基本条例に関する答申書



まちづくり基本条例の木

平成 2 5 年 9 月

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議

答申にあたって

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議では、平成24年7月に第1回会議を開催して以来、全体会議を14回、部会を6回開催し、旭川市のまちづくりに関する基本的な理念や仕組みについての検討を行ってきました。

平成25年3月には「旭川市まちづくり基本条例（仮称）に関する中間報告書」を市長に提出するとともに、それまでの検討内容を市民報告会において市民に広く周知するなど、策定の過程を大切にしながら、本答申書をまとめました。

当初、私たちは、「まちづくり基本条例」という聞き慣れない言葉に戸惑いながらも、行政の仕組みについての理解を深め、地域の現状について話し合い、まちづくりのあるべき姿への思いを巡らしながら、まちづくり基本条例の検討を重ねてきました。

これまでの検討を通じて強く感じたことは、このまちづくり基本条例は、市民のための条例であり、この条例を通して私たちが伝えたいことは、まちをより良くしていくためには、市民が主体的にまちづくりに関わり、まちづくりの主役になっていかなければならないということです。

また、地域のことは、そこで生活する市民が一番よく知っています。私たちが暮らしやすいまちを築いていくためには、私たち自身が身近な地域でのつながりを大切にして、お互いが支え合いながら、協力して課題解決に取り組まなければなりません。

そのためには、まず、私たち市民がまちづくりに関心を持ち、「まちをもっと良くしていくためには何ができるか」を考えながら、まちづくりの輪を広げていくことが不可欠です。

一方、まちづくりのパートナーである市には、常に市民の目線に立ち、健全で透明な市政運営を行うことにより、市民と強固な信頼関係を構築していくことを期待しています。

この答申書を提出した後、市によって条例案が作成されることになります。私たちが旭川への思いを込めて作成した答申書ですが、旭川のまちづくりを更に前進させ、魅力と活力にあふれる「旭川」を次の世代につなげていくためには、まだまだ検討すべき事項があるのではないかと思います。

条例化に当たっては、この答申書の趣旨を踏まえていただき、誰もが親しみを持てる旭川市まちづくり基本条例を制定し、その条例の精神が、幅広い世代の市民に浸透し、みんなでまちを育てる意識の向上につながることを願っています。

平成25年 月 日

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議

目 次

条例の名称	1
条例の構成	2
前文	4
第1章 総則	
1 目的	5
2 定義	6
3 条例の位置付け	8
第2章 基本理念及び基本原則	
1 基本理念	9
2 基本原則	10
第3章 まちづくりの担い手	
第1節 市民	
1 市民の役割	12
第2節 市	
1 議会の責務	13
2 市長等の責務	14
3 職員の責務	15
第4章 市民主体のまちづくり	
第1節 市民活動、市民参加及び協働	
1 市民活動	16
2 市民参加	16
3 協働	17
第2節 情報提供、情報公開及び個人情報保護	
1 情報提供	18
2 情報公開	18
3 個人情報保護	19
第5章 地域主体のまちづくり	
1 地域主体のまちづくり	20
第6章 健全な市政運営によるまちづくり	
1 行政手続	22
2 公正な職務の執行の確保	22
3 計画的な市政運営	23
4 行政改革	24
5 危機管理	25
第7章 広域連携によるまちづくり	
1 他の機関との連携及び拠点性の発揮	26
第8章 条例の見直し	
1 条例の見直し	28
旭川市まちづくり基本条例（仮称）素案	29
まちづくり基本条例市民検討会議	34

条例の名称

【考え方】

この条例は、まちづくりの基本的な考え方や仕組みを定めるものですが、基本理念にありますように、地域づくりや広域連携も含めたまちづくり全般に関する事項を定める条例です。

これまでの策定過程において、「まちづくり基本条例」という名称が私たちの考え方に合い、また市民に浸透しつつあることから、条例名を「旭川市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」といいます。）」とすることを提言します。

条例の名称は

「旭川市まちづくり基本条例」とします。

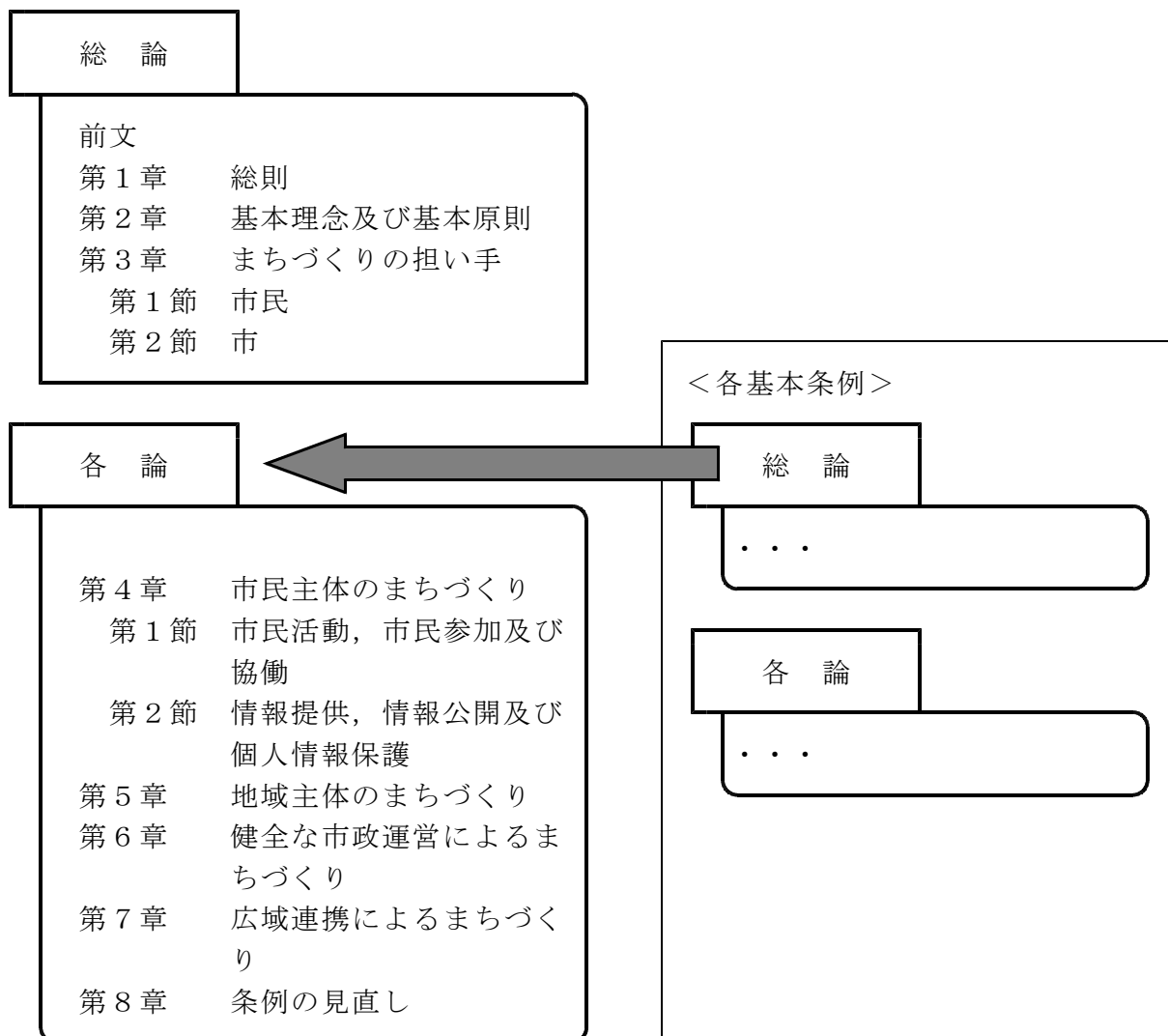
条例の構成

【考え方】

まちづくり基本条例の各論部分は、既に制定されているまちづくりに関する基本的な条例の総論部分に該当していると考えました。

まちづくり基本条例は、これらの条例を分かりやすく体系化したものとしています。

<旭川市まちづくり基本条例>



< 体系図 >

前 文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 基本理念及び基本原則

第4条 基本理念

第5条 基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

第6条 市民の役割

第2節 市

第7条 議会の責務

第8条 市長等の責務

第9条 職員の責務

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

第10条 市民活動

第11条 市民参加

第12条 協働

第2節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

第13条 情報提供

第14条 情報公開

第15条 個人情報保護

第5章 地域主体のまちづくり

第16条 地域主体のまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第17条 行政手続

第18条 公正な職務の執行の確保

第19条 計画的な市政運営

第20条 行政改革

第21条 危機管理

第7章 広域連携によるまちづくり

第22条 他の機関との連携及び拠点性の発揮

第8章 条例の見直し

第23条 条例の見直し

前 文

【考え方】

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨や目的などを述べたもので、具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものとされています。

前文では、この条例を制定するに当たり、本市の歴史や特徴などについて触れ、この条例を制定するに至った背景や趣旨などを示すとともに、まちづくりに対する市民の思いや決意を分かりやすく表現しています。

また、この条例が、市民にとって親しみやすい存在となるよう、前文は「です・ます」体を用いることとしました。

私たちのまち旭川は、北海道のほぼ中央にあり、大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ、石狩川など多くの川が流れる、豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。

このまちには、自然と共生し暮らしていたアイヌの人たちと、開拓のために移り住んだ人をはじめ多くの先人たちが、たゆみない努力を積み重ね、北国独自の文化と多様な産業を育むとともに、北海道の交通の要衝として、経済、医療・福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

このまちが将来にわたって、輝き続けていくためには、あらゆる世代の市民一人ひとりが、お互いを尊重し、責任を分かち合いながら、いきいきと暮らせるまちを築いていかなければなりません。

このまちの自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源は、かけがえのない財産であり、私たちには、これらの財産を守り、育て、次の世代へとつなげていく責任があります。

そして、旭川市は、まちの活性化を図るために、拠点都市としての役割を更に発揮し、北北海道全体の発展を目指します。

このまちをより良いまちへと育てていくのは、私たち自身です。私たちはこのまちに誇りと愛着を持ち、より一層活力と安心に満ちた、支え合って暮らせるまちに向かって、私たち市民の力とまちの素晴らしさを信じ、力強く歩んでいきます。

ここに、まちづくりの基本となる考え方や仕組みを共有し、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

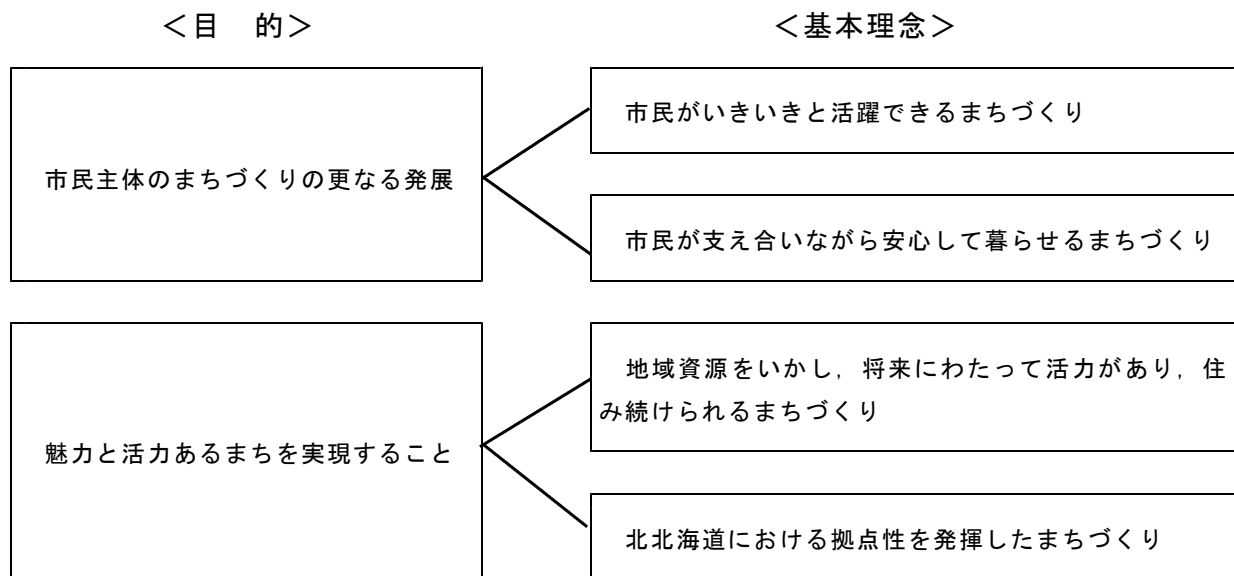
第 1 章 総則

この章では，この条例の目的や用語の意味，条例の位置付けについて述べています。

1 目的

【考え方】

目的については，「市民主体のまちづくりの更なる発展」が，基本理念の「市民がいきいきと活躍できるまちづくり」と「市民が支え合いながら安心して暮らせるまちづくり」を表しており，「魅力と活力あるまちを実現すること」が基本理念の「地域資源をいかし，将来にわたって活力があり，住み続けられるまちづくり」と「北北海道における拠点性を発揮したまちづくり」を表しています。



（目的）

第 1 条 この条例は，まちづくりに関する基本的な事項を総合的に定めることにより，市民主体のまちづくりの更なる発展と，魅力と活力あるまちを実現することを目的とする。

2 定義

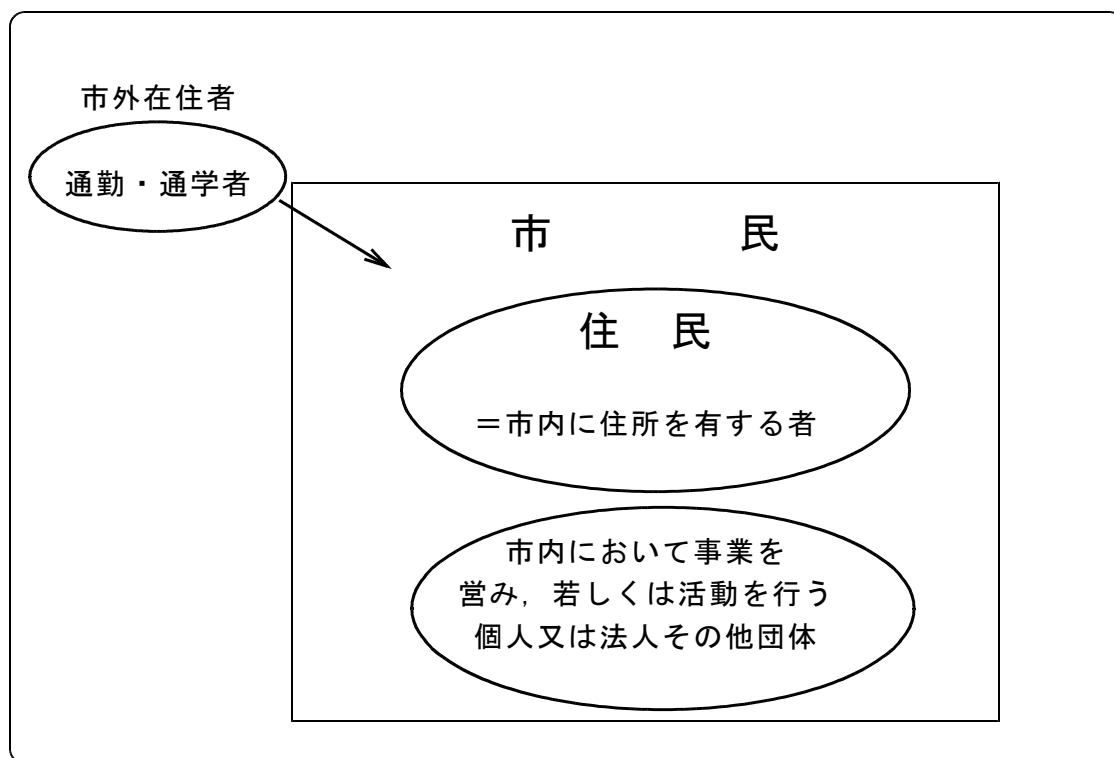
【考え方】

「まちづくり」の定義については、時間をかけて議論をしたところであり、中間報告書にある「旭川を良くするためのことは全て『まちづくり』につながる」、つまり「まちづくり」は、「旭川をもっと良くすること」という共通認識に立ち、定義付けを行いました。

「市民」の定義について、市民の範囲をどのように考えるかということでは、様々な意見が出されましたが、最終的には、住民に加え、本市を拠点として、まちづくりに関する活動を行う個人や、事業活動を行う事業者や団体、大半をこのまちで過ごす市外からの通勤者・通学者も市民として表現することとしました。

ただし、市民の範囲については、一様ではなく、他の条例や制度によって、その範囲が異なると考えていますが、この条例では、広くまちづくりに参加を呼びかけ、みんなでまちづくりを行っていくという主旨を重視し、市民の範囲を幅広く定義しました。

<市民の範囲>



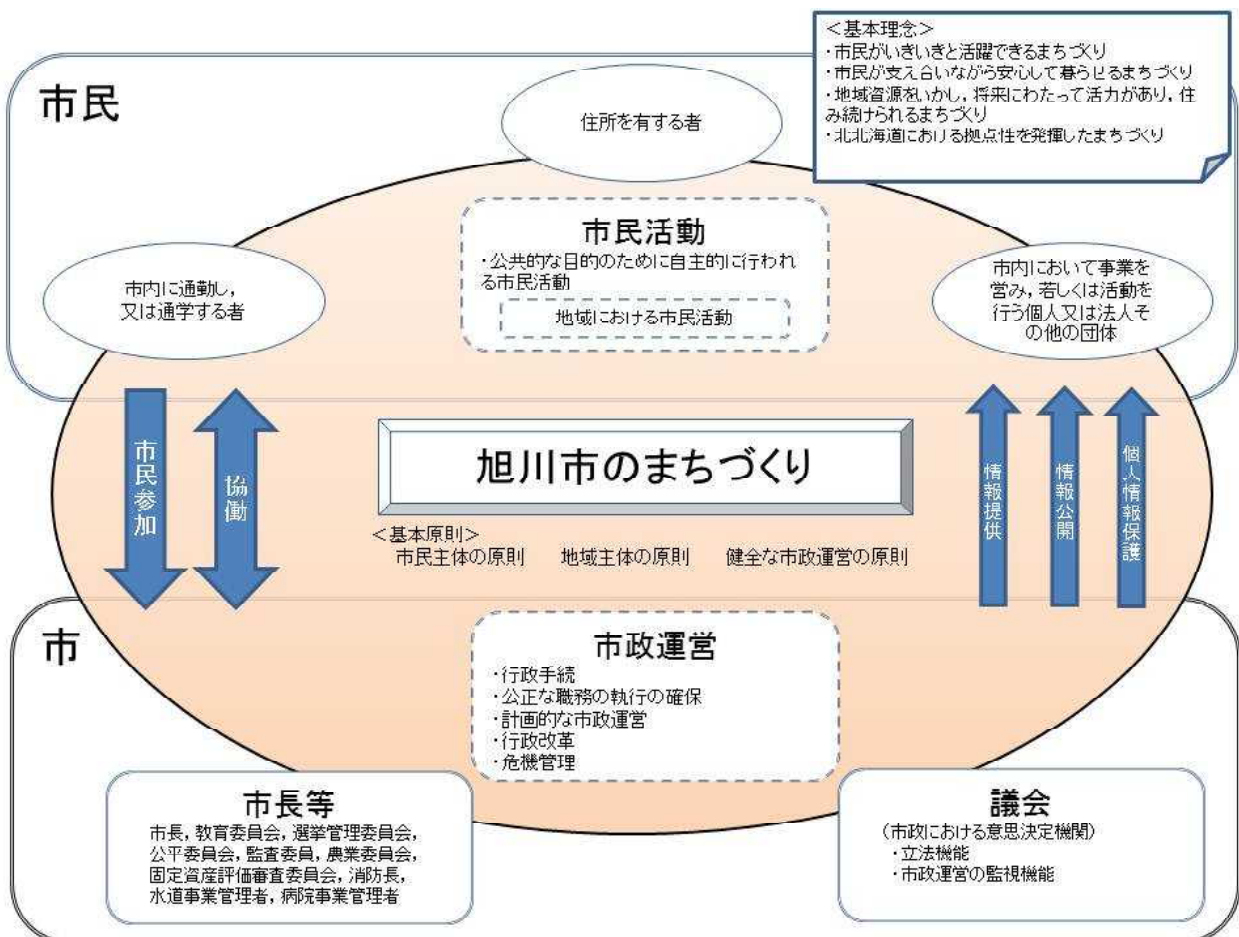
「市長等」について、一般に「行政」といわれる、地方自治法第138条の4で規定されている市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会からなる市の執行機関及び地方公営企業管理者（本市の場合は、水道事業管理者、病院事業管理者）と消防長を全て総称して「市長等」としています。

また、市長や他の執行機関の補助機関である職員については含めていません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民及び市が、それぞれの責務と役割を踏まえて、魅力的で快適なまちを築いていくために行う活動をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに消防長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (4) 市 地方公共団体としての旭川市をいう。



3 条例の位置付け

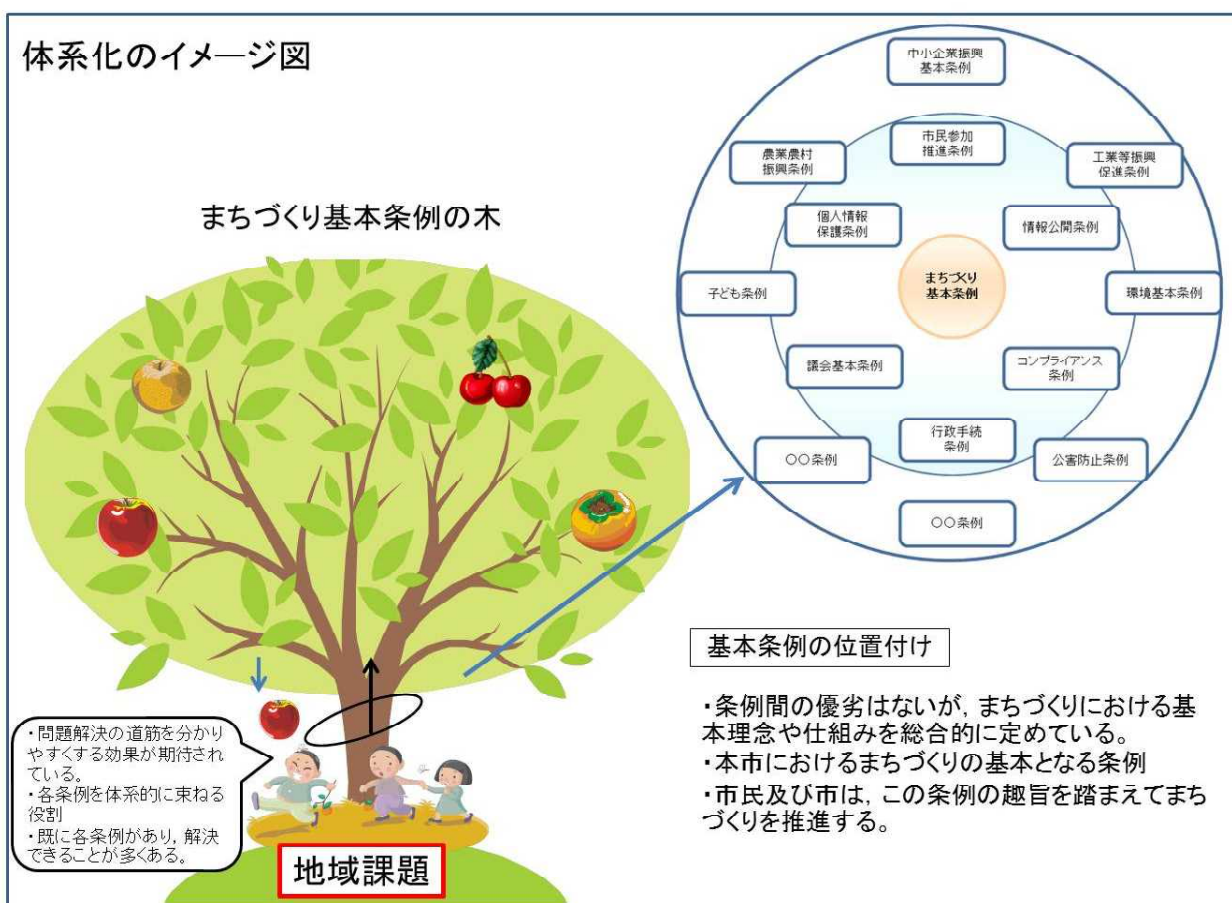
【考え方】

条例の位置付けについて、他都市では「最高規範性」を謳っているところもありますが、法体系の中で条例には上下関係はなく、これまで本市において市民参加推進条例、情報公開条例、個人情報保護条例及び行政手続条例など、まちづくりに関する基本的な条例が多く制定されていることを踏まえ、まちづくり基本条例は、それらのまちづくりに関する基本的な条例の中心的な位置にあり、それらを体系化しているイメージで理解しました。

また、条例の目的や理念等を理解するためのワークショップで発表された、条例を表す「まちづくり基本条例の木」が分かりやすいため、イメージ図を資料として添付しています。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる条例であり、市民及び市は、この条例を踏まえてまちづくりを推進するものとする。



第2章 基本理念及び基本原則

この章では、条例全体を貫く最も重要な考え方を示す、基本理念と基本原則について述べています。

1 基本理念

【考え方】

基本理念と基本原則の関係については、それぞれが目的につながっているという考え方に立ち、職員ワーキンググループの報告書を参考に、基本理念を「まちづくりの基本的な方向性」、基本原則を「まちづくりの進め方」と理解し、議論を進めました。

基本理念の第1号と第2号は、目的の「市民主体のまちづくりの更なる発展」について、第3号と第4号は、目的の「魅力と活力あるまちを実現」について述べています。

第1号では、まちづくりの主役である市民が、自らが培ってきた豊かな経験や能力を発揮し、地域における活動やボランティアなど、自らの意思に基づき、幅広い分野において充実した活動を行うことができることが、まちを更に良くすることにつながると考え、そういった環境づくりを目指すことが重要であることを述べています。いきいきとした市民が増えれば、明るく元気なまちになると考えます。

第2号では、市民が、家庭や地域、学校、職場などにおいて、それぞれの役割を果たすとともに、自らが行えないこと、又は不得意とすることは、他の人や団体の力を借りるなど、互いに補完し、支え合うことが重要であると考えます。

そうした人と人との助け合いの精神こそが、まちづくりでは大切であり、誰もが安心感に包まれながら暮らしていける地域社会の構築につながっていくと思います。

第3号では、本市には、前文に示したように他地域に比べて多くの優位性や特徴などの地域資源があり、それらをいかし、発展させるとともに、上手にPRしていくことが、これからのまちづくりに重要であり、私たちが「まちを育てる」ことをキーワードとしたことにもつながると思います。

こうした積み重ねが、将来にわたって活力があり、市民、そして次の世代を担う子どもや孫たちが笑顔で暮らせるまちを築いていくと考えます。

第4号では、本市が、北北海道（道北地域）における拠点であることに着目し、交通の要衝であることや都市機能の集積、拠点性を発揮したまちづくりを行うことで、まちの発展を目指していくことを旭川市のまちづくりの基本理念とすべきと考えました。

また、国や他の地方公共団体との連携や相互の補完により、北北海道全体の発展を目指

していくという高い目標を持ってまちづくりを進めるべきであると思います。

(基本理念)

第4条 旭川市の目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

(1) 市民がいきいきと活躍できるまちづくり

市民が、それぞれの経験及び能力を発揮し、幅広い分野において充実した活動を行うことができる環境づくりに取り組むこと。

(2) 市民が支え合いながら安心して暮らせるまちづくり

市民が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し、安心して生活できる地域社会を形成すること。

(3) 地域資源をいかし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちづくり

市が、地域の優位性や特徴を伸ばし、その良さを発信しながら、市民がこのまちで持続的に暮らせるよう、まちの更なる発展に取り組むこと。

(4) 北北海道における拠点性を発揮したまちづくり

市が、地理的特性や都市機能等の拠点性をいかすとともに、国や他の地方公共団体との連携や相互の補完により、北北海道の更なる発展に取り組むこと。

2 基本原則

【考え方】

基本理念を踏まえ、まちづくりの進め方となる基本原則を3つの視点で考えました。

まず、第1号では、まちづくりの主役は市民であるという認識のもと、市民と市が、まちづくりに関する情報を共有しながら、市民のまちに対する思いとそれぞれの力を生かし、協力してまちづくりを進めることを原則とすべきと考えます。

第2号では、市民と市が、地域における助け合いの精神や共同意識といった地域のつながりや、積み重ねてきた歴史や特徴といった様々な特性等をいかし、多様性を重視した個性ある地域づくりを進めることを原則とすべきと考えます。

第3号では、まちづくりの事務局とも言える市が、まちの更なる発展のために、各種施策や事業などに、総合的かつ計画的に取り組むとともに、公平公正、透明な市政運営を行うことで、市民から信頼される健全な市政を推進することを原則とすべきと考えます。

(基本原則)

第5条 旭川市におけるまちづくりの進め方は、次の基本原則に基づくものとする。

(1) 市民主体の原則

市民及び市が、まちづくりに関する情報を共有し、市民の意思と力をいかした市民が主体のまちづくりを推進すること。

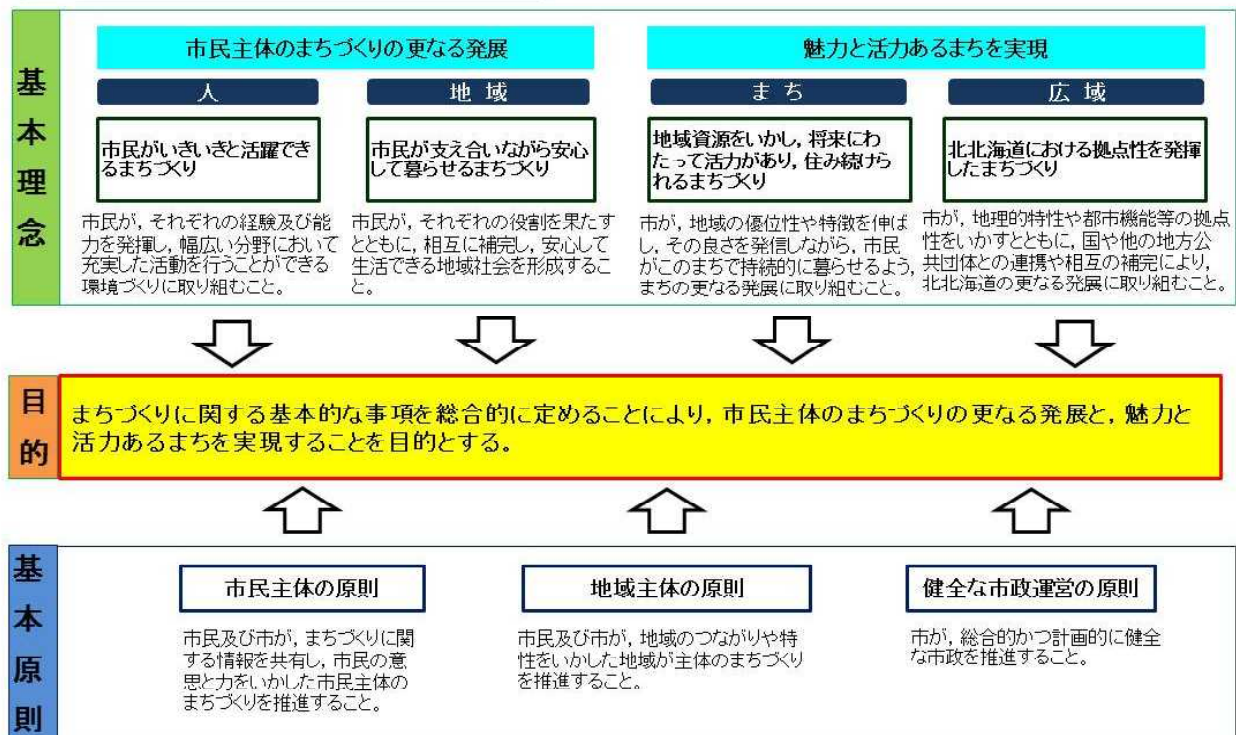
(2) 地域主体の原則

市民及び市が、地域のつながりや特性をいかした地域が主体のまちづくりを推進すること。

(3) 健全な市政運営の原則

市が、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

目的、基本理念、基本原則について



第3章 まちづくりの担い手

この章では、まちづくりの担い手である「市民」と「市」の役割及び責務について述べています。

第1節 市民

1 市民の役割

【考え方】

第1節では、まちづくりの担い手のうち、まちづくりの主役である市民の権利及び義務について規定しています。

市民は、豊かな知識や経験，能力をいかしてまちづくりに自由に参加することができ，その際には自らの役割を自覚し，公共的な視点に立って自らの発言や行動に責任を持つことが当然です。

また，市民同士が連携・協力し合う場合に，お互いの立場や考え方が異なることがあるかもしれませんが，そうした場合には対話によって互いを理解し，尊重しながら，前向きにまちづくりに取り組むことが重要です。

さらに，まちづくりに参加する，しないことによって，不利益な取扱いを受けることがあってはならないと考えています。

（市民の役割）

第6条 市民は，まちづくりに参加するに当たっては，自らの果たすべき役割を自覚し，自らの発言と行動に責任を持つとともに，互いの立場や考えを尊重し，それぞれが協力してまちづくりを担うよう努めるものとする。

2 市民は，まちづくりに参加し，又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。

第 2 節 市

1 議会の責務

【考え方】

地方公共団体では、住民が首長と議員を直接選挙で選ぶ二元代表制のもと、市政運営を行っており、住民の代表である議会はまちづくりの重要な担い手です。

本市では、平成 22 年 12 月に旭川市議会の最高規範として、旭川市議会基本条例が制定されています。

議会のことをどのようにまちづくり基本条例に盛り込むべきか検討する中で、議会基本条例を策定する際には、議員自らが説明会などにより積極的に市民と対話しながら作り上げたことや、制定後にも広聴広報機能を重視し、市民意見の把握に努めているなど、議会基本条例に基づき議会活動が展開されていることを知り、まちづくり基本条例においては、こうした議会活動を尊重し、まちづくりの担い手としての議会の責務のみを盛り込むべきと考えました。

市長には、議会と議論を行い、議会の意思を十分に尊重しながら、条文化を行っていただきたいと思います。

（議会の責務）

第 7 条 議会は、市政における意思決定機関として、立法機能、市政運営の監視機能等を発揮することにより、その役割と責任を果たすものとする。

2 議会に関する基本的な事項については、旭川市議会基本条例（平成 22 年旭川市条例第 46 号）で定める。

2 市長等の責務

【考え方】

市の代表者である市長とその他の執行機関の責務について述べています。

市長が市の代表者として公平かつ誠実に執行に当たるとともに、リーダーシップを発揮し、信頼される市役所を目指すことが重要であると考えています。

市長等は、市政運営に当たって、市民の意思を的確に把握するとともに、市民に対し説明責任を果たさなければなりません。

また、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、まちづくりを推進していくことが重要です。

さらに、職員がそれぞれの知識や経験、能力を発揮することが、まちづくりを更に進める力となるため、市長等には、職員を適切に指揮監督するとともに、人材育成に努める責務があると考えています。

（市長等の責務）

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

2 市長等は、市民の意思の把握に努め、市政の執行に当たっては説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、まちづくりに関し、市民の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

3 職員の責務

【考え方】

職員は、公正かつ誠実に、そして市民の視点に立って職務を行うことはもちろんのこと、職員一人ひとりが市民全体の奉仕者であることを改めて自覚し、職務を遂行するために必要な知識と能力の向上に努める責務があります。

また、職員は地域社会の一員としての役割を自覚し、地域のことを考えながら職務を遂行することが求められています。

（職員の責務）

第9条 職員は、市民全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、地域社会の一員としての役割を自覚し、職務を遂行するよう努めなければならない。

第4章 市民主体のまちづくり

この章では、まちづくりの主役である市民がより一層いきいきと活躍するために不可欠な市民参加や協働について述べています。

第1節 市民活動，市民参加及び協働

1 市民活動

【考え方】

市民活動は、市民が公共的な目的のために自主的に行う活動としており、NPOやボランティア活動、町内会や市民委員会などの地域における活動など、幅広い範囲のことを指します。

こうした市民活動に市民の誰もが取り組むことができることは当然のことです。

市民活動が盛んになれば、まちも活性化していくため、市は、市民活動に対して、活動に関する相談及び人材育成といった機会の創出に努める必要があります。

（市民活動）

第10条 市民は、公共的な目的のために自主的に行う市民活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

2 市民参加

【考え方】

旭川市市民参加推進条例は、市政に市民の意思をより一層反映させることを目的としています。

旭川市市民参加推進条例を制定してから約10年が経過する中で、社会経済情勢や地域コミュニティの状況は刻々と変化しており、市ではこうした状況に対応するために、これまでの市民参加のまちづくりを踏まえ、より一層市民の意見を取り入れながら、市民主体のまちづくりを更に推進すべきと考えます。

こうした認識に立ち、まちづくり基本条例では市民参加に関する根幹について規定し、市民参加の基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例において定めることとして

います。

市民投票（住民投票）については、旭川市市民参加推進条例に規定があるため、まちづくり基本条例には盛り込まないこととしましたが、市民の意思を把握するための重要な制度であるため、市民投票の実施方法等を市民に分かりやすく説明する必要があると考えます。

（市民参加）

第 1 1 条 市民は、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市民の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。

3 市民参加に関する基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例（平成 1 4 年旭川市条例第 3 6 号）で定める。

3 協働

【考え方】

協働については、旭川市市民参加推進条例で定義されておりますが、条例が制定されてから約 1 0 年が経ち、N P O 法人の数や協働の具体的な取組が増えている現状に合わせて、更なる協働の推進に取り組んでいく必要があります。

協働とは、市民と市とが協力し合うことであり、協働の推進に当たっては、ともに目的などを共有しながら、お互いの自主性や自立性を尊重し、信頼関係を構築し、力を合わせていくことが重要です。

また、市は協働の推進のため、相談機会の確保や人材育成に取り組まなければならないと考えます。

（協働）

第 1 2 条 市民及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

2 市は、協働の推進に当たり、市民の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

第2節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

1 情報提供

【考え方】

情報提供の観点からは、情報は共有してこそ役立つことから、市民が活動しやすい環境づくりやまちづくりを進めるためには行政内部の情報の共有化や情報を整理した上で市民に積極的に提供することが求められます。

その際には、全ての情報を機械的に提供することはかえって分かりにくいこともあるため、市には市民の理解を得るために分かりやすく情報を提供する努力を求めます。

（情報提供）

第13条 市民は、まちづくりに参加するに当たり、市から必要な情報の提供を受けることができる。

2 市は、市民が必要な情報を分かりやすく提供するように努めなければならない。

2 情報公開

【考え方】

情報公開制度とは、市民の求めに応じて市が保有している公文書を公開するとともに、積極的な情報の提供を進めるための制度です。

旭川市では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）よりも先に旭川市情報公開条例（平成3年）を制定し、情報公開に努めてきています。

まちづくりを行う上では、情報共有が不可欠であり、市民が必要とする時に必要な情報を得ることができることが重要と考え、まちづくり基本条例において、情報公開に関する市の基本的な姿勢を示し、具体的な事項については、情報公開条例において定めることとしています。

(情報公開)

第14条 市民は、まちづくりに参加するに当たり、市が保有する公文書の公開を請求することができる。

2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進しなければならない。

3 情報公開に関する基本的な事項については、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定める。

3 個人情報保護

【考え方】

インターネットなど情報化社会の進展に伴い、個人情報が大量に収集・利用されるようになっており、多くの利便をもたらす一方で、情報の漏えいといったことも起きている状況にあります。

個人情報保護制度は、こうしたことを未然に防ぐため、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、本人が自分の情報を見たり、訂正などをする権利を保障するものです。

本市では、情報公開条例と同様に個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）よりも先に旭川市個人情報保護条例（平成3年）を制定し、個人情報の保護に努めてきています。

個人情報保護は、前条の情報公開と併せて考えるべきものであり、まちづくりにおいても重要であると考え、個人情報保護に関する市の基本的な姿勢を示し、具体的な事項については、個人情報保護条例において定めることとしています。

(個人情報保護)

第15条 市民は、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することができる。

2 市は、市民の基本的な人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 個人情報保護に関する基本的な事項については、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）で定める。

第5章 地域主体のまちづくり

この章では、私たちが暮らす身近な地域について、みんなで力を合わせて、より一層安心して暮らせる地域を築いていくための考え方などについて述べています。

1 地域主体のまちづくり

【考え方】

地域社会とは、地域コミュニティとも呼ばれていますが、いずれも同一地域に居住する人々が、様々な分野で協力しながら、共通の意識や価値観のもと、一定のルールの中で生活する共同体と言えます。

地域における市民活動を担う団体とは、具体的には、町内会、市民委員会といった自治組織、民生児童委員連絡協議会など地域で活動している団体やNPO法人などであり、地域に根ざした様々な公共的な活動を行うなど重要な役割を担っています。

また、それぞれの地域の特性を生かした地域イベントなどの個性ある取組を行っており、それらが地域の絆を一層強固なものにしています。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等から、地域社会への帰属意識が低下し、町内会加入率が減少するなど、地域コミュニティの再生が必要となっています。

地域コミュニティの再生のためには、市民自らが地域コミュニティの重要性を再認識し、主体的に地域における活動に参加するとともに、団体同士が横のつながりをいかすなど、互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができる環境づくりが重要です。

また、市は、こうした活動の促進を図るため、支所や公民館などの施設を拠点としながら、より地域に近いところで、地域課題を把握するとともに、相談機会の確保及び人材育成等に努めることが不可欠です。

(地域主体のまちづくり)

第16条 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域における市民活動に参加するよう努めるものとする。

2 地域における市民活動を目的とする団体(次項において「地域活動団体」という。)は、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、相互に連携を図りながら、協力して、地域における課題の解決又は地域の特性をいかした活動を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。



第6章 健全な市政運営によるまちづくり

この章では、公平・公正で健全な市政運営を推進する上で重要な事項や考え方について述べています。

1 行政手続

【考え方】

行政手続とは、行政機関が行政処分など公権力を行使する際に行う、聴聞、公聴会、諮問などの手続であり、行政手続の一般的なルールを定めた法律が行政手続法です。

同法の目的は、行政処分、届出、行政指導、行政立法の手続を整備して、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利や利益を守ることにあります。

市では、市民の権利と利益の保護に努め、市政における公平・公正さと透明性を確保するため、旭川市行政手続条例を制定しています。

また、例えば、申請書類の内容が難しく複雑な手続のため、高齢者や障害のある人は適正な手続を行うことができず権利や利益が損なわれる可能性があるため、窓口サービスの充実に努めていく必要があります。

本条では、市民及び市が、まちづくりを行う上で基本となる行政手続について、まちづくり基本条例で市の基本的な姿勢を示すとともに、具体的な事項については、行政手続条例において定めることとしています。

（行政手続）

第17条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

2 行政手続に関する基本的な事項については、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定める。

2 公正な職務の執行の確保

【考え方】

法令遵守とは、事業活動や行政活動において法律などを遵守すること、広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動することをいいます。

市では、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例、いわゆるコンプライアンス条例を制定し、職員の責任として果たすべき事柄を明記するとともに、公益通報制度を設け、市役所内部の不正行為等を未然に防止又は早期に是正することとしています。

また、いわゆる「ロッキン」，「働きかけ」や暴力行為等による不当な要求には，これを拒否し屈しないという基本姿勢を明らかにし，公平公正で透明な市政運営を推進するとしています。

法令遵守については，社会生活の中で当然のこととして捉えるべきであり，市職員のみならず市民，企業など全体で取り組んでいかなければならないことから，まちづくりの基本的な考え方を示す条例において規定するものです。

しかしながら，法令遵守についての市民の責務については，当然のことであり，それを条例で規定することはなじまないという考え方に立ち，その対象者の範囲をコンプライアンス条例と同じとしました。

本条では，法令遵守について，市の基本的な姿勢を示すとともに，基本的な事項については，旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例において定めることとしています。

（公正な職務の執行の確保）

第 18 条 市は，法令の遵守の推進を図るとともに，市政における公正な職務の執行を確保するため，必要な措置を講じなければならない。

2 公正な職務の執行の確保等に関する基本的な事項については，旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成 19 年旭川市条例第 42 号）で定める。

3 計画的な市政運営

【考え方】

地方自治法第 2 条第 14 項にあるように，地方公共団体は，その事務を処理に当たっては，最少の経費で最大の効果を挙げることが求められており，そのために総合的かつ計画的な市政運営を推進していく必要があります。

総合計画とは，本市のまちづくりにおける最も上位に位置する計画であり，行政運営の総合的・計画的な指針です。現在，市では平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の計画期間とする第 7 次旭川市総合計画に基づき，まちづくりを進めています。

これまで，基本構想については，地方自治法第 2 条第 4 項で市議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが，平成 23 年の地方自治法改正により策定義務がなくなり，市町村の判断に委ねられることになりました。

しかし，義務付けがなくなっても総合的かつ計画的に市政運営を行うことが重要であるため，まちづくり基本条例において総合計画を策定する根拠を示し，その運用についても定めることとしました。

また，財政運営とは，国または地方公共団体が，その存立を維持し活動するために必要

な財源を確保し、管理・処分することであり、本市では、持続可能な財政基盤の確立に向け、財政健全化プランを策定し、収入の確保と支出の抑制の両面から財政の健全化に努めてきました。

今後とも健全な財政運営を行うことが重要であるため、第3項で市には計画的な財政運営に努める責務があることを規定しています。

（計画的な市政運営）

第19条 市は、最少の経費で最大の効果を挙げるために、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。

3 市は、市政運営を持続的に維持し、及び発展させるため、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

4 行政改革

【考え方】

市政運営に当たっては、第19条のとおり総合的かつ計画的な市政運営が求められますが、限られた財源や人的資源を効果的に活用することが不可欠であるため、第1項では、効果的で効率的な市政を推進するため、簡素で機能的な組織体制を編成すること、第2項では、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、より持続可能な行政の仕組みを構築するために、施策や事業、組織体制の見直しに取り組む責務があるとししました。

（行政改革）

第20条 市は、効果的で効率的な市政を推進するため、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市は、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、事業や組織の見直しなど、行政改革の推進に取り組まなければならない。

5 危機管理

【考え方】

市では平成21年に危機管理基本指針を策定し、危機全般に対する応急体制や事後対応などの基本的な事項を定め、危機発生時の被害軽減と未然防止に努めています。

近年、東日本大震災や豪雨災害、本市においては大雪などの災害に見舞われるなど、災害はいつ私たちの暮らしを脅かすか分かりません。また、災害に限らず、事件や事故、食中毒や新型インフルエンザなどの感染症のまん延等、いついかなる時もこうした緊急事態に対応できる危機管理体制を構築し、備えを万全にしておく必要があります。

ここでいう「危機」とは、事故、災害その他の危機としており、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある事態などを想定しています。

第1項では、市が危機発生に備え、体制の充実及び強化を図ることを規定し、第2項では、危機発生時の市の対応について、第3項では、危機発生時における私たち市民の対応と危機に対する備えについての努力義務を述べています。

(危機管理)

第21条 市は、市民の安全と安心を確保するため、事故、災害その他の危機に備え、危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市は、危機の発生時には、市民、関係機関、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら、協力して速やかに状況を把握し、対策を行わなければならない。

3 市民は、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うとともに、日頃から危機に対し備えるよう努めるものとする。

第7章 広域連携によるまちづくり

この章では、国や北海道、他の地方公共団体との連携に関する考え方について述べています。

1 他の機関との連携及び拠点性の発揮

【考え方】

地方分権改革に伴う平成12年の地方自治法改正により、地方自治の本旨のうち、主に「団体自治」の拡充が図られ、国及び北海道と市はそれぞれ対等の立場で、適切な役割分担のもと、それぞれの責務を果たしていくことが求められます。

また、市は、住民に最も身近な存在である自治体として、国や北海道とは異なった立場でまちづくりを進めていく必要があると考えました。

第1項では、国や道と市とが連携してまちづくりに取り組む必要があることを規定しています。

第2項では、単独の市町村では、解決が困難な広域的な課題などについて、複数の地方公共団体が協力・連携しながら、課題解決や地域の発展のために力を尽くしていく責務があることを規定しています。

また、旭川市が北北海道の拠点都市として、都市機能の充実を図るといった取組を通じて、圏域全体の発展を目指していくことを明らかにしています。特に北北海道の魅力ある物産を集めた「北の恵み 食べマルシェ」は、多くの人を惹きつけており、また、現在、北北海道の魅力を発信するための「空の駅構想（仮称）」の検討を進めています。

第3項では、現在、4カ国5都市と姉妹・友好都市の関係にあり、長年の交流を通じて深い信頼関係を築いており、その交流の範囲は、青少年交流、文化やスポーツ、医療分野における交流、さらに経済交流に発展しています。今年度は、新たに道北6市が連携してユジノ・サハリンスク市において、道北の物産を集めた物産展を開催する予定です。

また、国内においても、雪像と砂像で交流してきた鹿児島県南さつま市、愛知県北名古屋市と防災協定を結んでおり、本市は国内外の自治体との協力・連携関係を重視し、まちづくりを進めています。

こうした取組が今後も発展していくことを期待し、本条を盛り込むことにしました。

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第22条 市は、国及び北海道と相互に連携を図りながら、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体と連携し、広域的な課題の解決を図るとともに、北海道全体の発展を目指すため、拠点性を発揮したまちづくりの推進に努めるものとする。

3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

第 8 章 条例の見直し

この章では、条例に見直しに関する考え方を述べています。

1 条例の見直し

【考え方】

条例を制定した後、社会経済情勢の変化により、条例の内容が現状に合致したものとなっているかということを確認し、条例の実効性をより一層高めていくために、条例の点検を行うことを定めています。

その目処としては、社会経済情勢の変化の早さ等を勘案し、条例を施行後 5 年以内としております。

(条例の見直し)

第 23 条 市は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行後、5 年以内に、この条例を点検し、適切な措置を講じなければならない。



旭川市まちづくり基本条例（仮称）素案

目次

前文

第1章 総則

第2章 基本理念及び基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

第2節 市

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動，市民参加及び協働

第2節 情報提供，情報公開及び個人情報保護

第5章 地域主体のまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第7章 広域連携によるまちづくり

第8章 条例の見直し

私たちのまち旭川は，北海道のほぼ中央にあり，大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ，石狩川など多くの川が流れる，豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。

このまちには，自然と共生し暮らしていたアイヌの人たちと，開拓のために移り住んできた人をはじめ多くの先人たちが，たゆみない努力を積み重ね，北国独自の文化と多様な産業を育むとともに，北海道の交通の要衝として，経済，医療・福祉，教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

このまちが将来にわたって，輝き続けていくために，あらゆる世代の市民一人ひとりが，お互いを尊重し，責任を分かち合いながら，いきいきと暮らせるまちを築いていかなければなりません。

このまちの自然や歴史，文化，産業などの多くの地域資源は，かけがえのない財産であり，私たちには，これらの財産を守り，育て，次の世代へとつなげていく責任があります。

そして，旭川市は，まち活性化を図るために，拠点都市としての役割を更に発揮し，北海道全体の発展を目指します。

このまちをより良いまちへと育てていくのは，私たち自身です。私たちはこのまちに誇りと愛着を持ち，より一層活力と安心に満ちた，支え合って暮らせるまちに向かって，市民の力とまちの素晴らしさを信じ，力強く歩んでいきます。

ここに，まちづくりの基本となる考え方や仕組み等を共有し，みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために，この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，まちづくりに関する基本的な事項を総合的に定めることにより，市民主体のまちづくりの更なる発展と，魅力と活力あるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民及び市が、それぞれの責務と役割を踏まえて、魅力的で快適なまちを築いていくために行う活動をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに消防長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (4) 市 地方公共団体としての旭川市をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる条例であり、市民及び市は、この条例を踏まえてまちづくりを推進するものとする。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 旭川市の目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

- (1) 市民がいきいきと活躍できるまちづくり
市民が、それぞれの経験及び能力を発揮し、幅広い分野において充実した活動を行うことができる環境づくりに取り組むこと。
- (2) 市民が支え合いながら安心して暮らせるまちづくり
市民が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し、安心して生活できる地域社会を形成すること。
- (3) 地域資源をいかし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちづくり
市が、地域の優位性や特徴を伸ばし、その良さを発信しながら、市民がこのまちで持続的に暮らせるよう、まちの更なる発展に取り組むこと。
- (4) 北北海道における拠点性を発揮したまちづくり
市が、地理的特性や都市機能等の拠点性をいかすとともに、国や他の地方公共団体との連携や相互の補完により、北北海道の更なる発展に取り組むこと。

(基本原則)

第5条 旭川市におけるまちづくりの進め方は、次の基本原則に基づくものとする。

- (1) 市民主体の原則
市民及び市が、まちづくりに関する情報を共有し、市民の意思と力をいかした市民主体のまちづくりを推進すること。
- (2) 地域主体の原則
市民及び市が、地域のつながりや特性をいかした地域主体のまちづくりを推進すること。
- (3) 健全な市政運営の原則
市が、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの果たすべき役割を自覚し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、それぞれが協力してまち

づくりを担うよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。

第2節 市

(議会の責務)

第7条 議会は、市政における意思決定機関として、立法機能、市政運営の監視機能等を発揮することにより、その役割と責任を果たすものとする。

- 2 議会に関する基本的な事項については、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号）で定める。

(市長等の責務)

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

- 2 市長等は、市民の意思の把握に努め、市政の執行に当たっては説明責任を果たさなければならない。
- 3 市長等は、まちづくりに関し、市民の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 4 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めなければならない。

- 2 職員は、地域社会の一員としての役割を自覚し、職務を遂行するよう努めなければならない。

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

(市民活動)

第10条 市民は、公共的な目的のために自主的に行う活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

- 2 市は、市民活動の促進に当たり、市民の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

(市民参加)

第11条 市民は、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

- 2 市は、市民の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。
- 3 市民参加に関する基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）で定める。

(協働)

第12条 市民及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

- 2 市は、協働の推進に当たり、市民の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

第2節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

(情報提供)

第13条 市民は、まちづくりに参加するに当たり、市から必要な情報の提供を受けることができる。

2 市は、市民が必要とする情報を分かりやすく提供するように努めなければならない。

（情報公開）

第14条 市民は、まちづくりに参加するに当たり、市が保有する公文書の公開を請求することができる。

2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進しなければならない。

3 情報公開に関する基本的な事項については、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定める。

（個人情報保護）

第15条 市民は、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することができる。

2 市は、市民の基本的な人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 個人情報保護に関する基本的な事項については、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）で定める。

第5章 地域主体のまちづくり

（地域主体のまちづくり）

第16条 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域における市民活動に参加するよう努めるものとする。

2 地域における市民活動を目的とする団体（次項において「地域活動団体」という。）は、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、相互に連携を図りながら、協力して、地域における課題解決又は地域の特性をいかした活動を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域課題の把握、相談機会の確保及び人材育成等に努めなければならない。

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

（行政手続）

第17条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

2 行政手続に関する基本的な事項については、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定める。

（公正な職務の執行の確保）

第18条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 公正な職務の執行の確保等に関する基本的な事項については、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定める。

（計画的な市政運営）

第19条 市は、最少の経費で最大の効果を挙げるために、総合的かつ計画的な市政運営に努

めなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。

3 市は、市政運営を持続的に維持し、及び発展させるため、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(行政改革)

第20条 市は、効果的で効率的な市政を推進するため、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市は、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、事業や組織の見直しなど、行政改革の推進に取り組まなければならない。

(危機管理)

第21条 市は、市民の安全と安心を確保するため、事故、災害その他の危機に備え、危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市は、危機の発生時には、市民、関係機関、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら、協力して速やかに状況を把握し、対策を行わなければならない。

3 市民は、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うとともに、日頃から危機に対し備えるよう努めるものとする。

第7章 広域連携によるまちづくり

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第22条 市は、国及び北海道と相互に連携を図りながら、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体と連携し、広域的な課題の解決を図るとともに、北北海道全体の発展を目指すため、拠点性を発揮したまちづくりの推進に努めるものとする。

3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第23条 市は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行後、5年以内にこの条例を点検し、適切な措置を講じなければならない。

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議

1 概要

本市のまちづくりに関し基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例（以下「まちづくり基本条例」という。）を制定するにあたり，市長の諮問に応じ，条例に規定すべき内容等を調査審議するために設置された市の附属機関です。

委員は20名で，公募市民6名，学識経験者3名，関係団体から推薦する者11名で構成されています。

委員の任期は，まちづくり基本条例の制定に関する答申が終了したときまでとされ，条例の名称，条例に規定すべき内容及びその条文の案等について答申することを役割としています。

2 委員名簿

（五十音順，敬称略）

	氏 名	
	有馬 準	社団法人 旭川観光協会
	安倍 あずさ	旭川市PTA連合会
	伊藤 蛍	学生自主組織 はしっこす
	大西 幹夫	公募委員
	荻澤 隆	公募委員
	柿崎 美樹	公募委員
	黒川 伸一	学校法人 旭川大学
	斉藤 素子	旭川市民生児童委員連絡協議会 青少年婦人部会
	杉山 幹夫	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
	鈴木 悠	学生自主組織 はしっこす
	高井 彩子	特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター
	竹内 訓	旭川市市民委員会連絡協議会
副会長	竹内 ツギ子	旭川市市民委員会連絡協議会 女性部会
	中田 崇太	旭川商工会議所
	西 康子	北海道税理士会 旭川支部
	堀井 あき	公募委員
	猿子 広泰	公募委員
会 長	八重樫 良二	国立大学法人 北海道教育大学
	横山 陽信	公募委員
	渡辺 宏二	学校法人 東海大学

3 検討経過

旭川市まちづくり基本条例市民検討会議では、市民の目線で、市民が分かりやすい条例を目指し、検討を重ねてきました。これまでの検討経過は、次のとおりです。

年月	市民検討会議等	内容
平成24年 7月	○第1回全体会議 17日（火） 	・委嘱状交付 ・市長あいさつ ・会長，副会長の選出 ・市長から会長に諮問 ・まちづくり基本条例とは
8月	○第2回全体会議 21日（火） ☆タウンウォッチング 31日（金） 	・まちづくり基本条例に関する条例等について ・意見交換（まちづくりに対する思いや提言について） ・部会の設置について ☆見学場所及びコース ・旭川市市民活動交流センターCoCoDe（旭川市宮前通東） ・さと川パークゴルフ場（旭川市西神楽1線11号） ・永山支所（旭川市永山3条19丁目）
9月	○第3回市民検討会議 28日（金）	・意見交換（まちづくりに対する思いや提言について） ・庁内ワーキンググループ・市民フォーラム等について ・部会の設置について
10月	○第1回市民・地域コミュニティ部会 21日（水） ○第1回行政運営部会 30日（火）	・第3回市民検討会議での意見のまとめ ・部会のスケジュールについて ・意見交換（地域コミュニティについて） ・第3回市民検討会議での意見のまとめ ・部会のスケジュールについて ・意見交換（情報公開制度，個人情報保護制度，法令遵守，行政と議会について）

年月	市民検討会議等	内容
11月	○第2回市民・地域コミュニティ部会 20日（火） ○第2回行政運営部会 26日（火）	・庁内ワーキンググループからの資料について ・意見交換（市民参加，協働について） ・庁内ワーキンググループからの資料について ・意見交換（行政と議会，行政手続，行財政改革について）
12月	○第3回市民・地域コミュニティ部会 17日（月） ○第3回行政運営部会 26日（水）	・意見交換（協働について） ・中間報告書（案）について ・中間報告書（案）について
平成25年 1月	○第4回全体会議 29日（火）	・今後のスケジュールについて ・中間報告書（案）について ・市民報告会の内容について
2月	○第5回全体会議 28日（木） 	・中間報告書（案）について ・ワークショップ（旭川市の特徴やあるべきまちの姿）
3月	☆中間報告書の提出 14日（木）  ☆旭川市まちづくり基本条例（仮称） 平成24年度市民報告会 24日（日） あさっぴーと一緒に「もちづくり」で「まちづくり」を考えよう！ 	・中間報告書の概要説明 ・市長との意見交換 【第1部】 ・市長あいさつ ・八重樫会長あいさつ ・市民検討会議からの報告 ・庁内ワーキンググループからの報告 【第2部】 ・餅つき ・ワークショップ

年月	市民検討会議等	内容
4月	○第6回全体会議 15日（月）	・平成25年度のスケジュールについて ・ワークショップのまとめについて ・広域連携について ・危機管理について
5月	○第7回全体会議 20日（月）	・住民投票について ・総合計画について （第7次旭川市総合計画について、PDC Aマネジメントサイクルについて）
6月	○第8回全体会議 10日（月）  ○第9回全体会議 24日（月） 	・ワークショップ2 （まちづくり基本条例に期待すること） ・まちづくり基本条例（仮称）の体系について ・前文案について ・条例の位置付けについて ・ワークショップ3 （目的、基本理念、基本原則について）
7月	○第10回全体会議 8日（月） ○第11回全体会議 22日（月）	・基本理念、基本原則について ・条文案について ・条文案について ・前文案について ・答申書構成案について
8月	○第12回全体会議 5日（月） ○第13回全体会議 22日（木）	・条例案について ・答申書案について ・条例案について ・答申書案について
9月	○第14回全体会議 4日（水）	・条例案・答申書案について

○旭川市まちづくり基本条例市民検討会議条例（平成２４年旭川市条例第４号）

（設置）

第１条 市長の諮問に応じ、本市のまちづくりに関し基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例（以下「まちづくり基本条例」という。）の制定に関する事項を調査審議するため、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（組織）

第２条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員２０人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたもの

（委員の任期）

第３条 委員の任期は、まちづくり基本条例の制定に関する答申が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第４条 検討会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- ２ 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- ３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- ２ 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ３ 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- ４ 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（部会）

第６条 検討会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- ２ 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- ３ 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- ４ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- ５ 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「検討会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第７条 検討会議の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第８条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。